

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の 在り方について（論点整理）

1 福島県内の産業廃棄物処理の現状

2 福島県が今後取り組むべき事項

3 福島県が今後とるべき方策

4 税制度の導入に向けて検討すべき課題

(1) 制度の目的について

(2) 納税義務者について

(3) 課税対象について

(4) その他留意すべき事項

5 税の使途

1 福島県内の産業廃棄物処理の現状

- (1) 産業廃棄物の排出量が高水準で推移している
- (2) 産業廃棄物処理施設が設置しにくい状況にある
- (3) 不法投棄が依然として発生している

2 福島県が今後取り組むべき事項

- (1) 産業廃棄物に関する国民的理解の促進
- (2) 産業廃棄物排出量の抑制
- (3) リサイクル（物質循環）の推進
- (4) 産業廃棄物処理施設の整備促進
- (5) 不法投棄の未然防止

3 福島県が今後とるべき方策

産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に当たっては、排出事業者等の自主的な取り組みの促進や、法律、条例等による監視指導等の規制的手法を行っている。

産業廃棄物税については、

- ① 排出事業者等の自主的な取り組みに対し、技術的、財政的な支援を行うことにより、排出抑制やリサイクルのより一層の促進が図られる
- ② 税負担を課すことで、排出量の削減やリサイクルの推進へ経済的な動機付けが働くことにより、循環型社会の形成に有効な手法であり、本県でも導入すべき。

4 税制度の導入に向けて検討すべき課題

(1) 制度の目的について

廃棄物等の発生が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」の形成

- ・ 産業廃棄物の発生抑制
- ・ リサイクルの推進
- ・ 循環利用できない物の適正な処理の促進
- ・ 環境施策の財源の確保

(参 考)

ア 事業者からの意見

- ・ 税の導入目的が産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図り、その税収が循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源や、排出事業者や処理業者等の自主的な取組を側面から支援するために使われることが前提となら、福島県が産廃税を導入する趣旨は理解できる。
- ・ 税が適正で広域的な中間処理を阻害するような、新たな形態の搬入規制として運用されれば税の導入には反対。

イ 委員からの意見

- ・ 環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に優先されるべき最優先課題であるという基本的な考え方に基づき、循環型社会を検討する中で現在産廃税の検討がすすんでいると認識している。
- ・ 福島県はどうあるべきかという姿勢を明確に県民に示すべき。税をたくさんかけて、なるべく福島に産廃が来なくすることも考えられる。
- ・ 福島県にごみが来なければいいという考え方で課税すると、後発県にもっとかけられてしまう。
- ・ 各自治体はゴミの処理をほとんど有料化しているが、減量化にだいぶ貢献したという結果がでている。住民の意識がだいぶ変わった。
- ・ 減量化、資源化、リサイクルに資する制度にすべき。徹底的にやっている事業者もあれば、それほどでない事業者もある。
- ・ 産廃税の導入の目的は、排出抑制。使途も排出抑制の研究助成に使うことになる。県全体としてどう廃棄物の排出行為を抑制するかとか、最終処分場の残余年数を延命させるのかという議論をしていく必要がある。
- ・ 基本的な目的は、排出抑制と健全な事業育成にある。排出抑制に一番効果がある方法で制度設計すべき。
- ・ 排出抑制の助成のための目的税であれば、理解は得られる。

(2) 納税義務者について

「税の負担者を誰にすべきか。」

- ・ 排出事業者
- ・ 中間処理業者
- ・ 最終処分業者

(参 考)

ア 委員からの意見

- ・ 産廃税の導入の目的は、排出抑制。使途も排出抑制の研究助成に使うことになる。県全体としてどう廃棄物の排出行為を抑制するかとか、最終処分場の残余年数を延命させるのかという議論をしていく必要がある。
- ・ 基本的な目的は、排出抑制と健全な事業育成にある。排出抑制に一番効果がある方法で制度設計すべき。

(3) 課税対象について

「何に対して税を課すべきか。」

- ・ 中間処理施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物
- ・ 最終処分場へ搬入される産業廃棄物
- ・ 最終処分場へ埋め立てられる産業廃棄物

(参 考)

ア 既導入県における制度の特徴

	事業者申告納付方式	最終処分業者特別徴収方式	最終処分業者課税方式
課税の概略図			
課税対象	中間処理施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物	最終処分場へ搬入される産業廃棄物	最終処分場へ埋め立てられる産業廃棄物
納税義務者	排出事業者	排出事業者・中間処理業者	最終処分業者
納税方法	申告納付	特別徴収	申告納付
特 徴	<p>○排出者に直接排出責任を問うことで排出量削減に向けた自覚を促すことが期待できる。</p> <p>○中間処理業者によるリサイクル等の推進が期待できない。</p> <p>○納税義務者数が膨大な数となり納税事務時の事務負担が大きいことにより、免税点制度を導入せざるを得なくなる場合に公平性を失する。</p>	<p>○中間処理業者から排出事業者への転嫁がうまくない場合、中間処理時点での廃棄物削減へのインセンティブは少なくなり、全体として発生抑制につながらない可能性がある。</p> <p>○最終処分場への搬入量に応じた税負担を課すことにより、廃棄物の発生抑制と圧縮・再利用等の中間処理による縮減を促すことが期待できる。</p> <p>○最終処分業者が限られるため、あえて免税点を必要とせず、全ての排出事業者に税負担を求めることができ、税の公平性が保たれる。</p>	<p>○排出事業者の排出責任は間接的に問うことになり、排出抑制のインセンティブは少なくなる。</p>

イ 委員からの意見

- ・ 産廃税の導入の目的は、排出抑制。使途も排出抑制の研究助成に使うことになる。県全体としてどう廃棄物の排出行為を抑制するかとか、最終処分場の残余年数を延命させるのかという議論をしていく必要がある。
- ・ 基本的な目的は、排出抑制と健全な事業育成にある。排出抑制に一番効果がある方法で制度設計すべき。
- ・ 減量化、資源化、リサイクルに資する制度にすべき。徹底的にやっている事業者もあれば、それほどでない事業者もある。

(4) その他留意すべき事項

① 自社処分場への搬入について

(参 考)

ア 既導入県の状況
別紙1のとおり

イ 事業者からの意見

・ 厳格な管理体制のもと、適切に石炭灰の搬入・埋立処分を行っており、既に多額の経営資源を投下し、周辺環境への影響を極力低減するための対策を施しており、事業特性やこれまでの取り組み状況等を総合的に勘案し、原町火力発電所の石炭灰埋立場への搬入物について、産業廃棄物税の課税対象外としていただきたい。

・ 「循環型社会の形成に向けて、その目的とする諸施策に産業廃棄物税を投入して行きたい」との考え方については完全否定するものではないが、弊社酸化チタン製造のように元来、多量の廃棄物が発生する事業であり、減量化は技術的、経済的にも非常に難しく、税が各企業に及ぼすダメージも考慮し、きめ細かい慎重な論議を要望し、各事業者が莫大な費用と労力と時間を掛け、“適正自己処理”の責任を果たしている自社処分場処分について、更に税を課すことは容認できない。

ウ 委員からの意見

・ 排出抑制が税の目的であれば、自社の中間処理や最終処分であっても一緒になるという議論がなりたちうる。

・ 自社の処分場を持つだけでも莫大なお金がかかっており、自社なりに努力をしてきたなかで、自社処分場を持っている企業までに税をかけるのか。

・ 自社処分にも等しく税を課すべきだという結論になった県があるようだが、賛成反対の意見がでているので、これが参考になるのではないか。

・ 基本的には排出抑制ということなのだから、自社処分をやっている事業者も、排出抑制の努力をしていただくが、一部の県でも認められているような課税の免除なり減額なりという処理で対応するのか、別の制度で自社処分事業者へのケアをするのか、そのような議論のしかたもあるのではないか。

② 税の適正な負担について

- ・ 税が適切に負担されるための制度の周知徹底
- ・ 不法投棄の監視の強化
- ・ 排出量や処分量の適切な把握

(参 考)

ア 事業者からの発言

- ・ 中間処理業者が税の負担を強いられることがないようにしてほしい。

イ 委員からの発言

- ・ 税の導入により、不法投棄に走ることや、処理の手抜きなどに回って、税負担が消化されるという部分がないか検討しておくべき。

③ 事業者の事務負担に対する配慮について

- ・ 排出事業者及び処理業者の事務負担の軽減（必要最小限の事務とすべき）
- ・ 既存の事務を最大限利用した制度の構築
- ・ 事務負担に対する経済的配慮

5 税の使途

- ① 産業廃棄物に関する国民的理解の促進
 - ・ 環境教育、学習の振興
- ② 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 排出量の削減への技術的支援
- ③ リサイクル（物質循環）の推進
 - ・ リサイクル技術の開発支援
 - ・ 環境産業の育成
- ④ 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
- ⑤ 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 優良な処理業者の育成

（事業者からの発言）

- ・ 再資源化の技術開発の公の機関としての推進・民間事業者への支援、リサイクル資源の活用拡大、リサイクル設備導入時の補助制度の確立、県内排出事業者に対する優遇税制の4点を要望したい。

（委員からの発言）

- ・ 完全循環が一番であり、絶えず最終処分率を下げていくことが必要。技術開発が非常に大事になる。
- ・ 資源を循環させるために、企業間の情報交換を行う仕組みが大事。
- ・ 現在処理業者が一部行っている処分場への不安感を取り除くことに税金を使うことも考えられる。
- ・ 排出抑制の助成のための目的税であれば、理解は得られる。

別紙1

自社処分等についての課税免除等の有無

	自社処分等についての課税免除等の有無	条 文	制度導入の考え方
①三重県	無(排出時点で課税)		
②鳥取県	有(自社処分、下水道汚泥)	<p>(納税義務者等)</p> <p>第5条 産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(次に掲げる搬入を除く。)に対し、中間処理産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下この条において「未処理産業廃棄物」という。)にあっては事業活動に伴って当該搬入に係る未処理産業廃棄物を生じさせた者(以下この条において「排出者」という。)に、中間処理産業廃棄物にあっては産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした者(以下「中間処理者」という。)に課する。</p> <p>(1) 中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものを除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入</p> <p>(2) 排出者が自ら生じさせた未処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入(課税免除)</p> <p>第6条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物処分場税を課さない。</p> <p>(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びにこれらを処理した後のもの並びに当該汚泥の焼却施設において発生するばいじん</p>	(自社処分)排出事業者が、排出事業者責任を自分の経費と責任で全うしており、そういったケースにおいてまで課税対象とするのは適当ではないため(下水道汚泥)事業活動に伴って生じる廃棄物とは性格が異なるため
③岡山県	無		県土に負荷を与える行為には変わりはないため
④広島県	有(自社処分)	<p>(課税免除)</p> <p>第四条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物埋立税を課さない。</p> <p>一 産業廃棄物を排出した事業者が当該産業廃棄物を自らが有する最終処分場において最終処分するための搬入。ただし、他の者から搬入された産業廃棄物を処分して中間処理産業廃棄物を排出した事業者が当該中間処理産業廃棄物を自らが有する最終処分場において最終処分するための搬入を除く。</p>	多額の施設整備費を負担して自己責任において処分しているため
⑤北九州市	無		税の基本原則である税負担の公平性や税の簡素化の阻害要因になることや産業廃棄物の減量化・リサイクル化の促進に反するため
⑥岩手県	無		自己の最終処分場への搬入と委託による最終処分場への搬入は、いずれの場合も環境負荷は同じであるため
⑦青森県	有(工業用水汚泥)	<p>(納税義務者等)</p> <p>第三条 産業廃棄物税は、最終処分業者への産業廃棄物(中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。)を含む。次項において同じ。)の最終処分の委託があった場合における最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その委託をした者に課する。</p> <p>2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。))を含む。)が自らその産業廃棄物(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第二項に規定する工業用水で規則で定めるものを自ら工業の用に供したことに伴って生じた汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物を除く。)の最終処分を行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、その最終処分を行う者に課する。</p>	県公営企業局から取水している工業用水には、公営企業局で除去しきれない泥が発生しており、量が多くすべてを有効活用することは困難であるため

⑧秋田県	有(軽減税率)	(税率) 第五条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。 2 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項第二号に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第十三項に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき二百五十円とする。	①能代火力発電所から排出される石炭灰は、旧通産省から指定副産物の指定を受けており、公有水面の埋立に有効活用されている。 ②石炭灰を利用して埋め立てたあとの土地は県有地になるという取り決めがあり、公益性が認められる。 を考慮したため
⑨滋賀県	無(排出時点で課税)		
⑩奈良県	無		産業廃棄物の排出抑制、減量等を推進し、循環型社会の形成を目指すという本税の目的、並びに排出者責任の観点から、自社処分の場合等において課税免除の取扱いは適当でないため
⑪山口県	有(自社処分)	(課税免除) 第五条 課税対象産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場(当該課税対象産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合には、当該課税対象産業廃棄物が中間処理業者によって処分される前の産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場を含む。)への当該課税対象産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。ただし、中間処理業者の有する最終処分場への課税対象産業廃棄物の搬入のうち、中間処理産業廃棄物であって当該中間処理業者が他の者の委託を受けて処分したものの搬入については、この限りでない。	自社処分は、自らの責任と負担により最終処分場を設置して処分するもので、排出者責任の点で望ましい処理形態であり、また、残余容量が逼迫している最終処分場への影響を軽減しているため
⑫新潟県	無		自社処分でも委託処分でも、埋立処分が環境に与える負荷という面では同じであり、どちらも、法規制を遵守して適正処理を行う必要がある。委託処分の場合でも処分業者に対して適正な処理料金を支払って適正な処理を委託する限り、(自己の経費負担で処理施設を設けて処理している)自社処分と区別する必要はないため
⑬宮城県	無		排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する自社処分及び下水道汚泥、上水汚泥等の公共関係の最終処分の場合についても、税の公平性の観点や発生抑制・リサイクルの促進を図るため
⑭京都府	無		産業廃棄物の排出抑制等を目的とし、府内の産業廃棄物最終処分場に搬入されるすべての産業廃棄物に対し公平に税の負担を行ってもらうため